

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長

原議保存期間	10年
(平成26年12月31日まで)	

警察庁乙備発第12号  
警察庁乙官発第25号  
警察庁乙刑発第15号  
平成16年6月30日  
警察庁次長

国際テロリズム緊急展開班派遣要綱の制定について（依命通達）

近年、世界各地において、急進的な宗教思想や過激な独立運動を背景としたテロリズムに係る事案が頻発しており、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益が標的となったり、巻き込まれる事案も見られるところである。

また、先般、刑法の一部を改正する法律（平成15年法律第122号）が施行され、国外で日本国民が被害を受けた場合についての国外犯規定が新設されたこともあり、国外における日本国民被害のテロリズムに係る事案についても、情報収集等を強化する必要がある。

さらに、従来にも増して外国治安機関との相互協力の必要性が高まっており、テロリズムに係る事案に対する国際的な協力関係を強化することが急務となっている。

そこで、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益に係るテロリズムに係る事案、国際的な捜査協力を必要とするテロリズムに係る事案等の発生に際し、これに迅速、的確に対処するため、「国際テロリズム緊急展開班派遣要綱」を別添のとおり定めたので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

別添

## 国際テロリズム緊急展開班派遣要綱

### 1 目的

この要綱は、国際テロリズム緊急展開班の編成、派遣等について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任務

国際テロリズム緊急展開班は、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのあるテロリズムに係る事案、国際的な捜査協力を必要とするテロリズムに係る事案等が発生した場合に、当該事案に係る国又は地域（以下「関係国等」という。）に派遣され、当該事案に関する情報収集、関係国等に対する捜査支援等を行うことを任務とする。

### 3 編成

- (1) 国際テロリズム緊急展開班の班長（以下「班長」という。）は、警備局外事情報部国際テロリズム対策課長をもって充てる。
- (2) 国際テロリズム緊急展開班の班員（以下「班員」という。）は、国際テロリズムに係る事案の捜査、国外における情報収集、鑑識、人質交渉、外国語等に関して専門的な知識若しくは技能又は経験を有する者の中から班長が指定するものとする。
- (3) 班長は、指定しようとする者が、警察職員である場合にあっては当該班員が所属する警察庁の内部部局の課長（課長に準ずる職を含む。以下同じ。） 附属機関の長、地方機関の長又は都道府県警察の長（以下「課長等」という。）の、警察職員でない場合にあっては本人の、それぞれ同意を得なければならない。
- (4) 班長は、指定しようとする者が都道府県警察の職員であって、国際テロリズムに関する事務以外の事務に専ら従事しているときは、あらかじめ、当該事務を所掌する警察庁の内部部局の課長と協議しなければならない。

### 4 派遣

- (1) 警察庁長官は、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのあるテロリズムに係る事案、国際的な捜査協力を必要とするテロリズムに係る事案等が発生した場合において、国際テロリズム緊急展開班の派遣が必要と認めるときは、派遣を決定するものとする。
- (2) 班長は、派遣が決定された場合には、班員の中から派遣隊員を指名し、派遣隊員のうち警察庁の職員であるもの1名を派遣隊長として指名するものとする。
- (3) 班長は、派遣に当たっては、班員が警察職員である場合にあっては課長等の、警察職員でない場合にあっては本人の、それぞれ同意を得なければならない。
- (4) 派遣隊の派遣は、原則として、関係国等の同意を得て行うものとする。

## 5 派遣隊の活動

- (1) 派遣隊は、関係国等において、情報収集、関係国等に対する捜査支援等を行うことを任務とする。
- (2) 派遣隊長は、定期的に、又は、状況の変化に応じて随時に、派遣隊の活動状況を班長に報告するものとする。また、班長は、必要に応じて、派遣隊の活動状況を警察庁長官に報告するものとする。
- (3) 警察庁長官は、派遣の必要がなくなると認めるときは、派遣隊の活動の終了を決定するものとする。

## 6 その他

- (1) 班長は、国際テロリズム緊急展開班の任務を適切かつ効果的に遂行するため、必要な訓練を実施するものとする。
- (2) 国際テロリズム緊急展開班に関する庶務は、警備局外事情報部国際テロリズム対策課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、国際テロリズム緊急展開班の運営に関し必要な事項は、警備局外事情報部国際テロリズム対策課長が別に定める。